

身近な都市計画公園の見直し方針

平成30年2月

神戸市



はじめに

神戸市では、安全・安心・快適で活力と魅力ある持続可能な都市づくりをめざし、公園や道路などの都市施設を都市計画で定め、計画的に整備を進めています。

1971年（昭和46年）には、市民からの「まちに緑を」という要望を受けて、「グリーンコウベ作戦」が始まり、「3割緑化、3割緑地」の目標を掲げ公園整備事業が積極的に進められた結果、公園面積は飛躍的に増えました。

その後、2000年（平成12年）には、これまでの神戸の緑への取組みを発展的に継承するための施策方針として「神戸市緑の基本計画（グリーンコウベ21プラン）」が策定され、この計画に基づき、都市計画公園については震災復興に関連した公園を中心に着実に整備を進めてきました。

しかし、都市計画決定しているにもかかわらず未整備となっている公園（長期未整備公園）については、未だに多数残っており、公園が不足しているにもかかわらず整備できていない箇所が存在しているとともに、長期にわたり都市計画による建築制限を課した状態などの問題が生じています。

一方、神戸市を取り巻く財政状況も非常に厳しくなっている中、これらの長期未整備公園全てを整備完了するためには、多大な資金と時間を要します。また、都市計画決定した時点と現在では周辺土地利用や人口、市民ニーズ、まちづくりの方向性などが大きく変化しています。

国においても、平成28年5月に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終とりまとめ」が発表され、新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について今後の方向性が示されたところであり、各都市でも市民のニーズに柔軟に対応する公園のあり方について模索する動きが進んでいます。

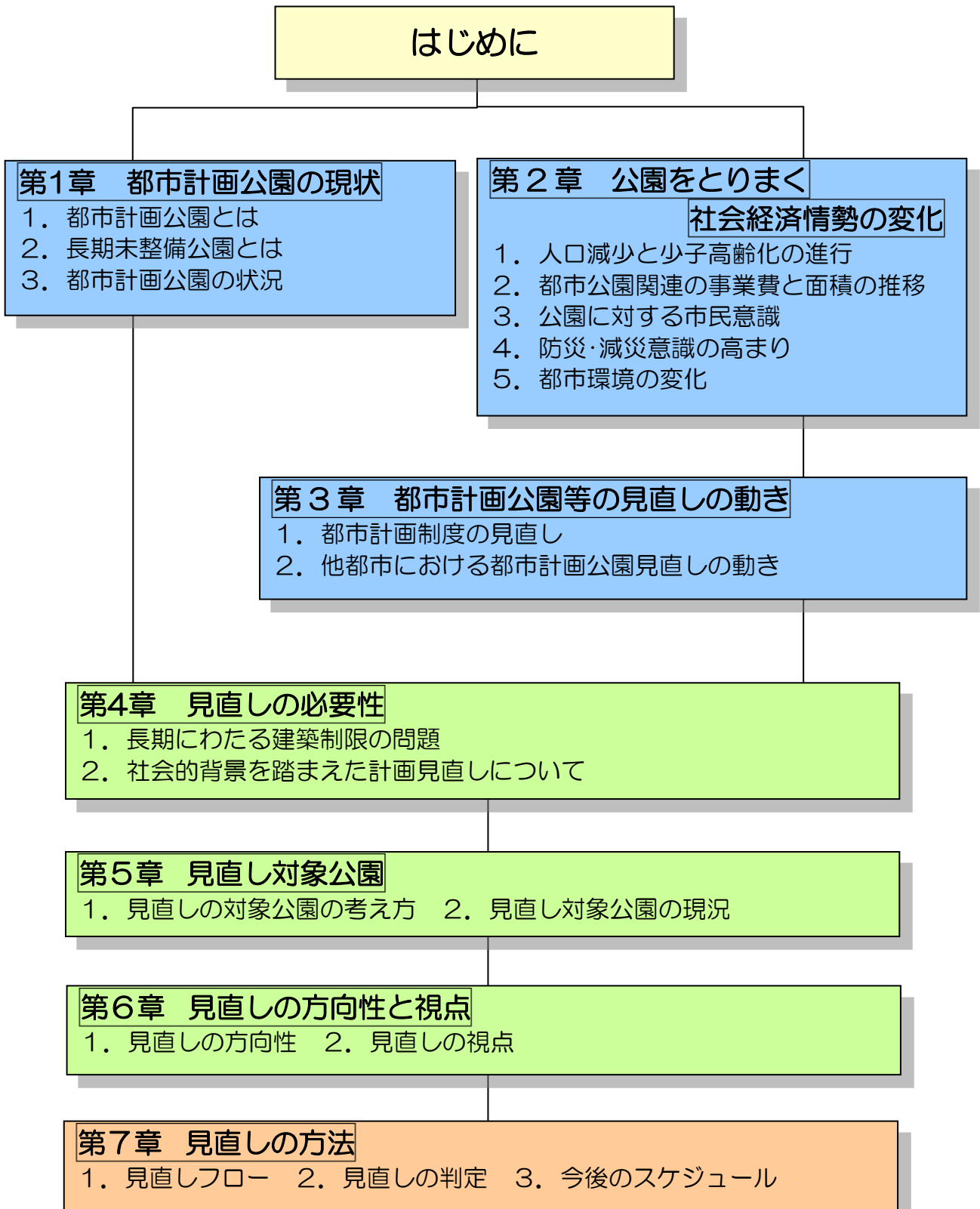
このような流れを受けて、神戸市は、社会情勢の変化に対応した公園の機能・魅力の再生に計画的に取り組むため、平成28年6月に神戸市公園緑地審議会へ「神戸の未来を創造する身近な公園のあり方について」を諮問し、平成29年5月に答申を受けました。

その中で長期間にわたって私権を制限している都市計画公園について都市計画の見直しの必要性が示されています。

神戸市における長期未整備公園は、街区公園から総合公園まで様々な規模の公園が存在していますが、公園の規模によって求められる機能や見直しの方法等に違いがあることから、本方針ではまず市民にとって身近な公園（街区公園、近隣公園、地区公園）を見直し対象公園として設定しており、身近な公園以外の大規模公園等については別途見直し方針を策定する予定としています。

平成30年2月

■本方針の構成



目 次

第1章 都市計画公園の現状	1
1. 都市計画公園とは	1
2. 長期未整備公園とは	2
3. 都市計画公園の状況	3
第2章 公園をとりまく社会経済情勢の変化	4
1. 人口減少と少子高齢化の進行	4
2. 都市公園関連の事業費と面積の推移	5
3. 公園に対する市民意識	6
4. 防災・減災意識の高まり	9
5. 都市環境の変化	12
第3章 都市計画公園等の見直しの動き	13
1. 都市計画制度の見直し	13
2. 他都市における都市計画公園見直しの動き	15
第4章 見直しの必要性	17
1. 長期にわたる建築制限の問題	17
2. 社会的背景を踏まえた計画見直しについて	18
第5章 見直し対象公園	20
1. 見直し対象公園の考え方	20
2. 見直し対象公園の現況	22
第6章 見直しの方向性と視点	26
1. 見直しの方向性	26
2. 見直しの視点	27
第7章 見直しの方法	28
1. 見直しフロー	28
2. 見直しの判定	34
3. 今後のスケジュール	36
(参考資料) 上位関連計画等	37

第1章 都市計画公園の現状

1. 都市計画公園とは

都市計画で定められた公園や道路、下水道などの都市施設は、土地利用・交通等の現況及び将来の見通しを勘案し、「適正な規模」で「必要な位置」に配置することにより、円滑な都市機能を確保し、良好な都市環境を保持するように定めることとされています。

公園は、主として自然的環境の中で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震火災等の災害時の避難等の用に供するとともに、あわせて都市環境の整備及び改善等に資することを目的とする公共空地です。

公園に関する都市計画には、公園の種別、名称、位置、区域及び面積を定めるとしてあります。公園は、位置、規模、目的に応じて各種の機能を分担しており、その設置目的等に対応して主に下記の種類・種別に区分されます。

主な公園の種類・種別

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
	近隣公園	近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園
	地区公園	徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園
大規模公園	広域公園	一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園
	レクリエーション都市	自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域
国営公園		都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、墓園等の特殊な公園
	緩衝緑地	公害等の緩和や災害の防止を図ることを目的とする緑地
	都市緑地	都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地

2. 長期未整備公園とは

通常、公園として都市計画決定された区域は、区域内に建築に係る規制をかけるとともに、順次、用地取得や公園整備を行い、都市公園として供用していきます。しかし、都市計画決定した公園の中には、様々な原因で事業に着手できず、長期間未整備の公園があります。

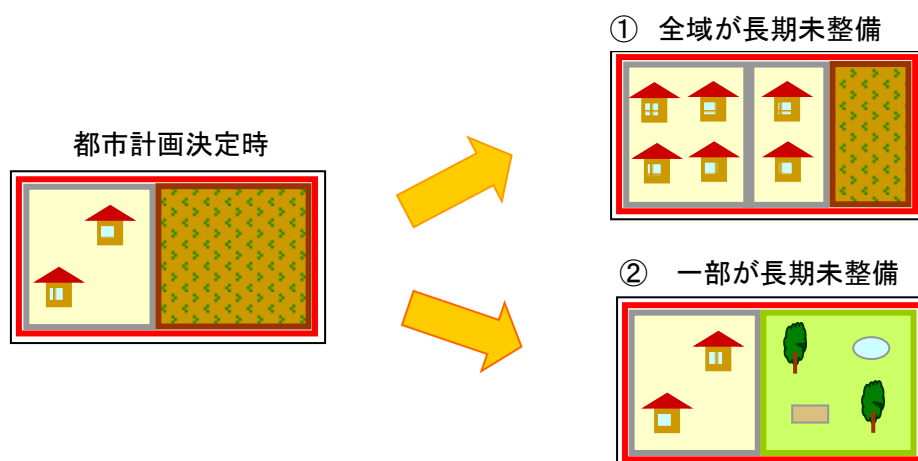
神戸市においても、都市計画公園は、順次用地買収や整備工事が行われ、市民の利用に供されていますが、中には都市計画決定しているにもかかわらず、長期にわたって整備できていない公園や区域（一部未整備）があります。

そこで、神戸市では、以下に該当する公園を長期未整備公園と位置づけ、今後、見直しを図っていくこととします。

<長期未整備公園>

都市計画決定後、長期間にわたり整備できていない区域のある公園で、以下の2つに分類される。

- ① 都市計画決定区域の全域が未整備の公園
- ② 都市計画決定区域内に、買収が必要な民有地や道路等の公共施設が残っており、公園的な整備ができていない区域がある公園

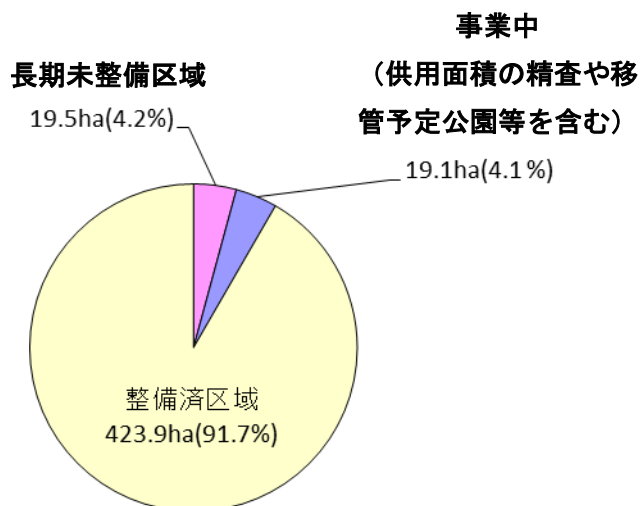


長期未整備公園のイメージ図

3. 都市計画公園の状況

神戸市の都市計画公園は、平成 28 年度末時点で都市計画公園約 1,753ha のうち、約 1,274ha（約 73%）が都市公園として整備されており、残りの約 479ha が長期未整備または事業中の区域となっています。

なお、都市計画公園のうち、住民にとって身近な公園である住区基幹公園についてみると、整備区域は 423.9ha（91.7%）あり、長期未整備区域は 19.5ha（4.2%）となっています。また、長期未整備公園については、都市計画決定（当初決定）後、50 年以上が経過している公園が多くあります



住区基幹公園の整備状況（平成 29 年 3 月末時点）

第2章 公園をとりまく社会経済情勢の変化

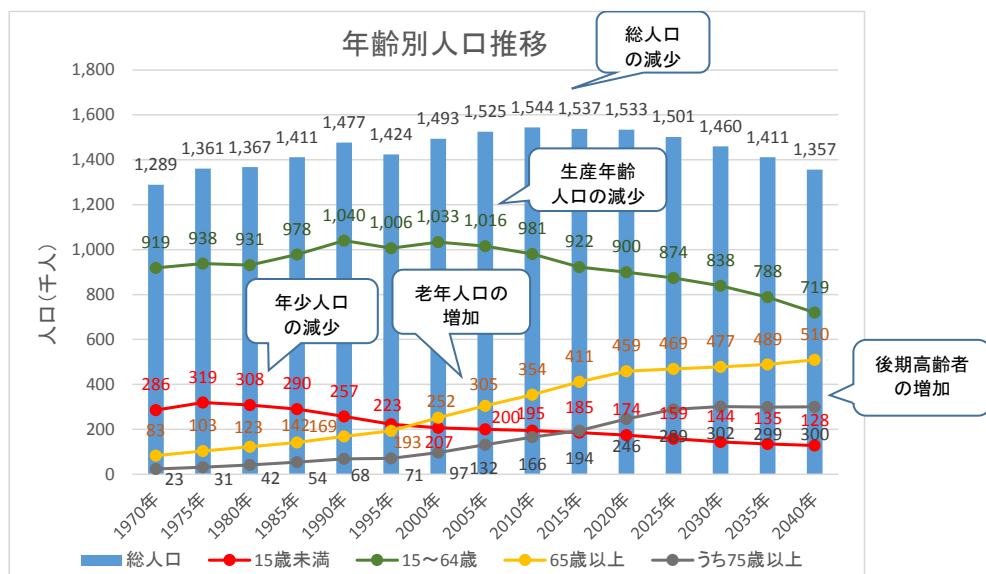
1. 人口減少と少子高齢化の進行

わが国は、人口減少が本格化し、平成 72 年（2060 年）までに現在の人口の約 3 割が減少し、約 8,700 万人に達すると推計されています。また、65 歳以上人口の割合は 39.9%となり、年少人口は現在の約半数に減少するといわれています。

神戸市では、戦後一貫して人口が増加し、阪神・淡路大震災直前の平成 7 年 1 月 1 日では 1,520,365 人となっていました。阪神・淡路大震災の影響により大幅な人口減少を招きました。その後の復興に伴い、人口も回復傾向が続いていましたが、平成 24 年（2012 年）からは減少傾向にあります。

平成 52 年（2040 年）には、人口は 135 万人程度にまで減少し、高齢化率は 37.6%、高齢者人口は現在より約 1.2 倍、特に 75 歳以上の後期高齢者は現在の 1.5 倍に増加すると予測されています。一方、年少人口は現在の約 7 割、生産年齢人口は約 8 割に減少すると想定され、少子高齢化がますます進行するものと考えられます。

このことから、整備の必要量や計画の見直し等、時代のニーズに合わせた公園整備のあり方について検討を進めていく必要があります。



2015年までは国勢調査、2020年以降は『日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）による。

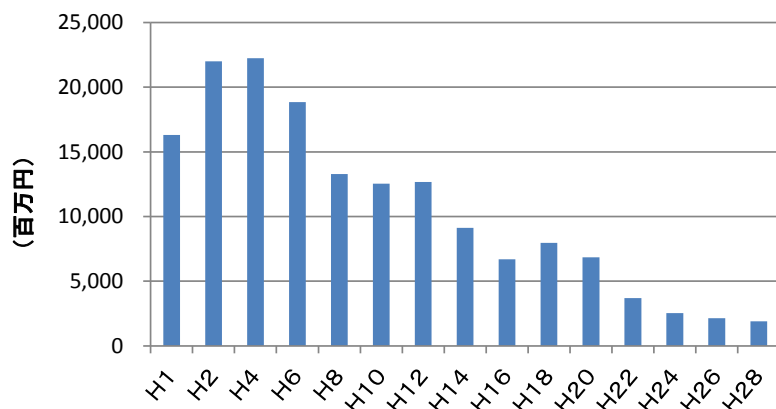
神戸市の人口の推移

2. 都市公園関連の事業費と面積の推移

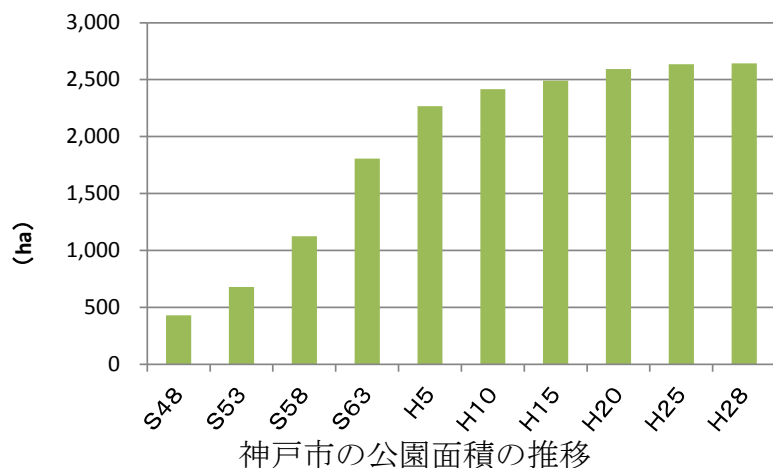
日本の都市公園の建設事業費は、ピーク時に 1 兆円を超えていましたが、平成 19 年にはその半分以下の 4000 億円弱の水準となっており、年々減少しています。近年では、財政状況が大変厳しくなっており、都市公園の整備に係る予算の増大は期待できない状況となっています。

神戸市においても同様に、公園等の整備関連予算は年々減少し、平成 28 年には約 19 億円程度となっています。一方、公園面積は平成 28 年に 2,640ha に達し、着実に整備が進んでいます。

このことから、今後は、限られた予算の中で公園の維持管理や更新、整備を進めていく必要があります。そのためには、市民からの要望がある地域や費用対効果の高い公園から順に整備を進めていくなど、選択と集中による公園整備が、より一層求められるようになっていきます。



神戸市の公園等の整備費関連予算 (年度当初予算)



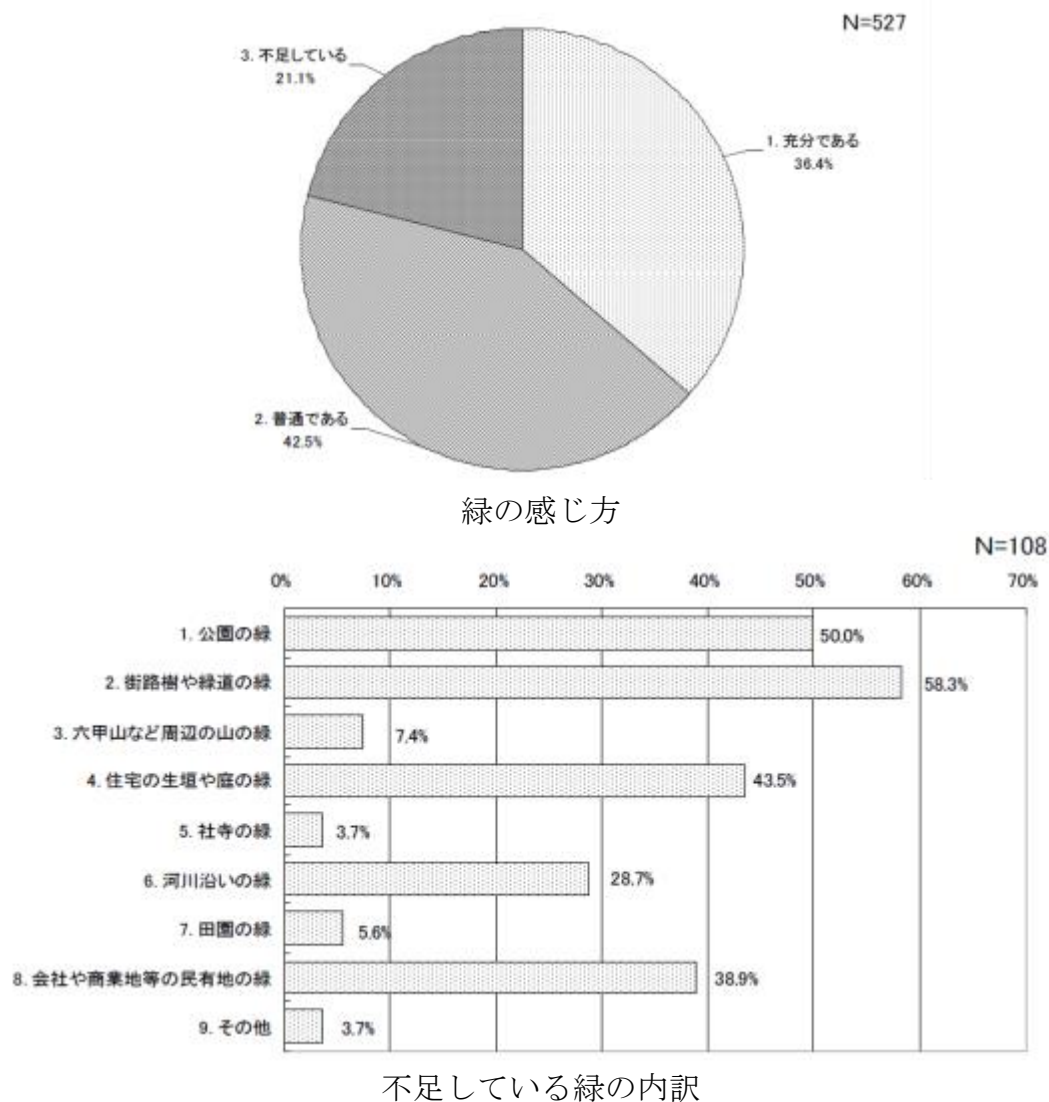
神戸市の公園面積の推移

3. 公園に対する市民意識

(1) 緑のまちづくりに関する市民意識

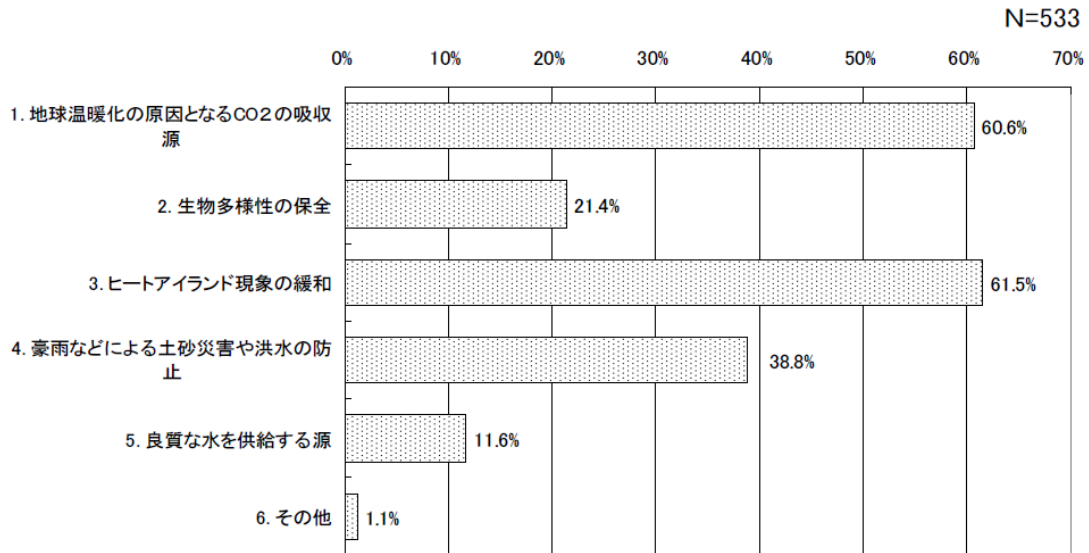
平成 22 年の市政アドバイザーを対象とした意識調査では、自分が住んでいる地域の緑の量の感じ方について、「充分である」または「普通である」方が 78.9% 「不足している」方が 21.1%となっており、多くの方が満足する結果となっています。

一方「不足していると感じる」緑の内訳としては「街路樹や緑道の緑」「公園の緑」が多いことから、地域によっては街路樹や公園の整備等のニーズが高い状況といえます。



出典：第 10 期市政アドバイザー第 5 回・第 6 回意識調査結果概要

また、温暖化などの地球環境の深刻化に伴い、今後ますます緑の果たす役割として期待するものとしては、「ヒートアイランド現象の緩和」「CO2の吸収源」と答えた方の割合が高くなっています。

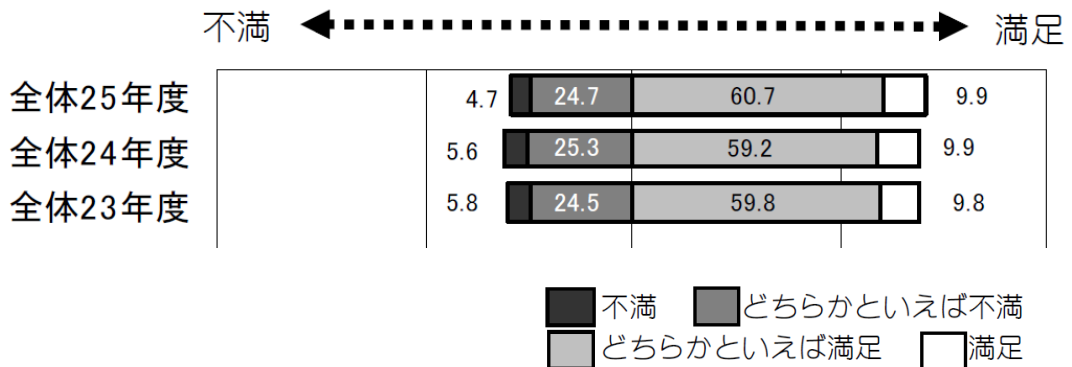


自然環境に対して緑の役割に期待するもの

出典：第10期市政アドバイザー第5回・第6回意識調査結果概要

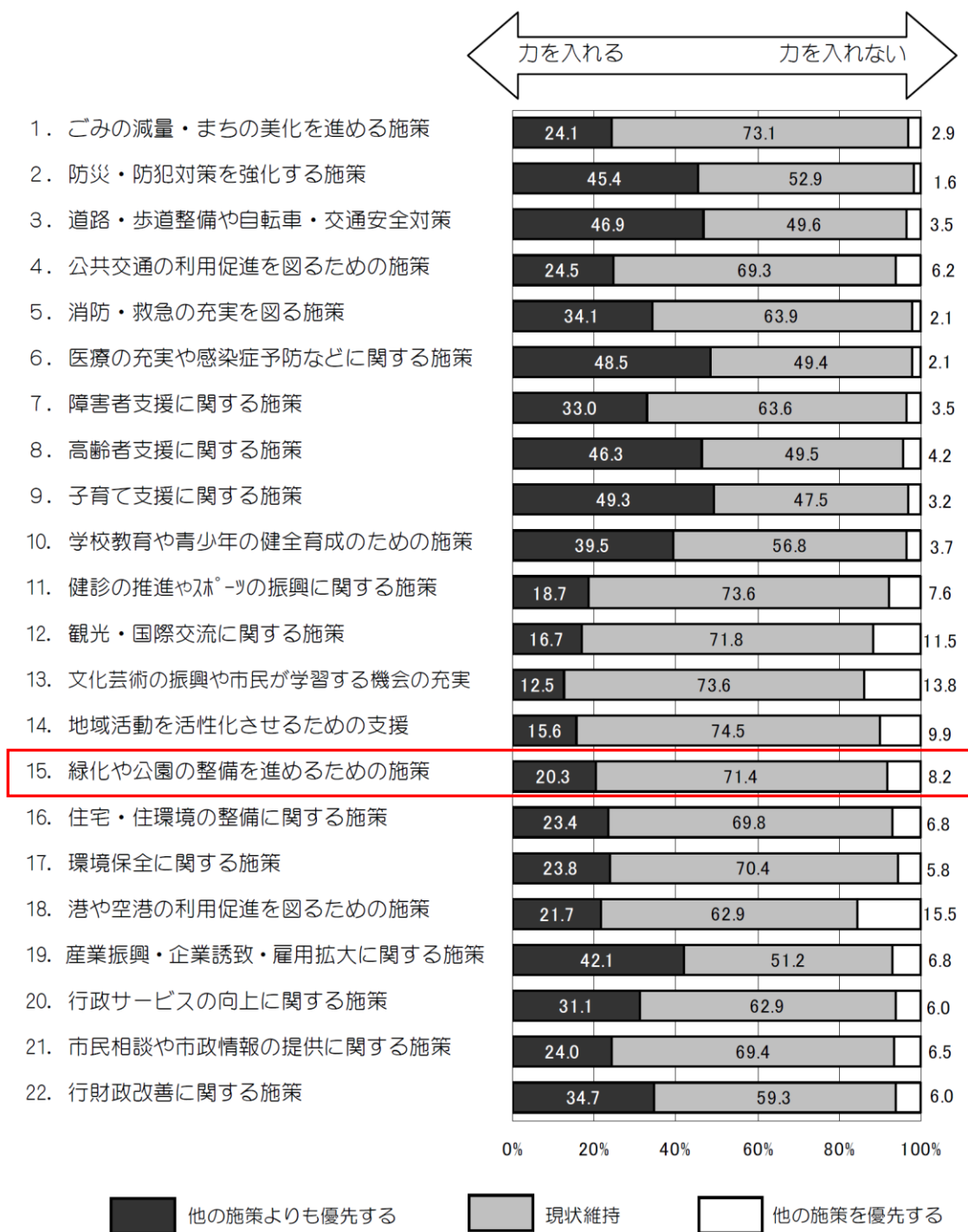
(2) 公園整備に関する市民意識

平成25年の神戸市民1万人アンケートの調査結果では、緑化や公園の整備を進めるための施策として、現状の評価は「満足(60.7%)」、「どちらかといえば満足(9.9%)」で、満足度は年々高まっている傾向にあります。



緑化や公園の整備に関する現状の評価

一方、今後の要望としては、「現状維持(70.4%)」、「他の施策を優先する(8.2%)」が増加傾向にあり、「他の施策よりも優先する」は20.3%で、2.防災・防犯、3.道路、6.医療、8.高齢者支援、9.子育て支援などと比べると、要望は低いといえます。



緑化や公園の整備に関する今後の要望

出典：平成25年度神戸市市民1万人アンケート

4. 防災・減災意識の高まり

(1) 阪神・淡路大震災

1995年（平成7年）1月17日に発生した阪神・淡路大震災により、神戸市は未曾有の被害を受けました。

阪神・淡路大震災では、公園は緊急避難場所や物資配給、緊急医療、仮設住宅、救援活動など復旧の拠点として利用され、大きな役割を果たしてきました。また、大国公園等の緑地では、火災の延焼の拡大を食い止める役割を果たすとともに、傷ついた市民に希望と潤いを与えてくれるなど、公園の多様な機能が改めて認識されました。

応急復旧活動においては、「しあわせの村」などが自衛隊や消防の駐屯基地やヘリポート、救援物資基地、がれき置き場等に利用されましたが、街区公園などの身近な公園については、地域への救援物資の配送拠点やボランティア活動の拠点、仮設住宅の建設用地として利用される等、市民生活に密着した災害の復旧・復興に欠かせない拠点としての機能を果たしました。



公園での救援活動（下中島公園）



火災の焼け止まり（大国公園）

(2) 東日本大震災

2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災は、巨大地震に伴う津波によって、広域的な地域に甚大な被害をもたらしました。災害復旧・復興にあたっては、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、自衛隊や緊急消防援助隊の駐屯地（石巻市総合運動公園）、災害廃棄物の仮置場（仙台市の海岸公園）、仮設住宅の建設用地（釜石平田総合公園）、津波によって打ち上げられた漁船の仮置場（仙台港多賀城地区緩衝緑地）に活用されるなど、公園緑地が活用された事例が数多く確認されています。また、津波による被害が大きかったため、改めて津波による被害想定や避難対策の必要性が認識されました。

出典：東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備の基本的考え方、国土交通省都市局公園緑地・景観課，平成23年10月

(3) 熊本地震

2016年（平成28年）4月に発生した熊本地震は、震度6弱を超える揺れが約1.5日の間に7回、そのうちの2回が震度7を観測しており、広い地域にわたって激しい揺れが続いたことが特徴です。

繰り返す揺れで建物等の被害が増大し、人々が建物の中に安心して留まることができなくなったため、公園が一時的な避難場所として利用される例が多く見られました。

また公園内で車中泊による長期避難を行なったり、車そのものを公園に避難させたりすることが多く公園管理上の課題が投げかけられた一方で、自主防災組織の活躍や公園と周辺の福祉施設等を連携させて救援等にあたった事例もあり、災害時の公園の利用と運営のあり方について、様々な可能性が見出されました。

(4) 南海トラフ巨大地震

南海トラフを震源とする巨大地震は、発生確率が極めて高く、将来、必ず起こると言われています。巨大な海溝型地震の発生は、東日本大震災と同じように、強い揺れと津波による被害が広域的に生じると予測されています。

このため、神戸市においても、沿岸部を中心に高潮護岸や防潮堤の整備に加え、津波被害を想定した避難ビルの指定や避難誘導サインの設置などに取り組んでいます。

(5) 防災・減災意識の高まり

我が国は、この二十数年の間に、阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震等、巨大地震を経験し、また、近い将来には東南海・南海地震の発生が指摘されています。このため、安全・安心に対する市民意識が高まっています。

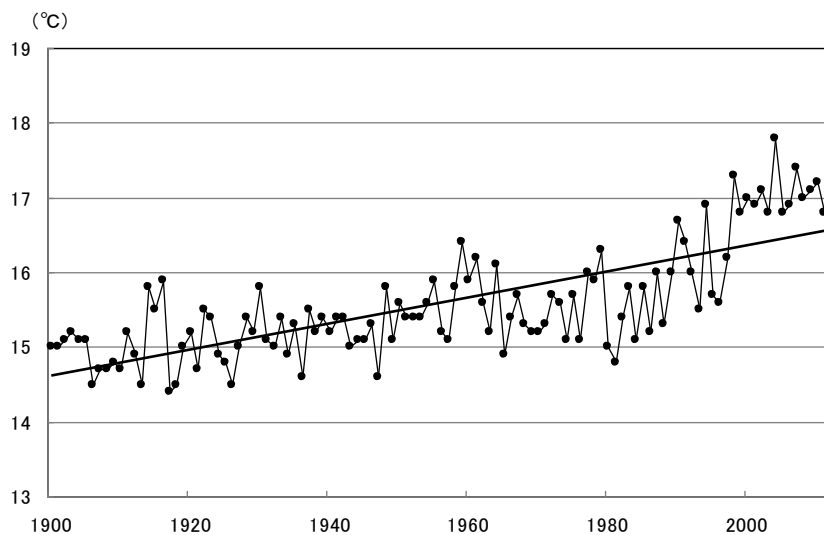
巨大災害は、被害を完全に防ぐことが困難であることから、近年では、被害を最小限に抑える減災の考え方が重要となっています。神戸市においても、東南海・南海地震による津波被害に備えて、地域が中心になって避難訓練を実施するなど、防災・減災意識が高まっています。このことから、災害時において都市公園が果たす役割を再度見直し、都市防災力を強化するための公園整備について検討を行う必要があります。

5. 都市環境の変化

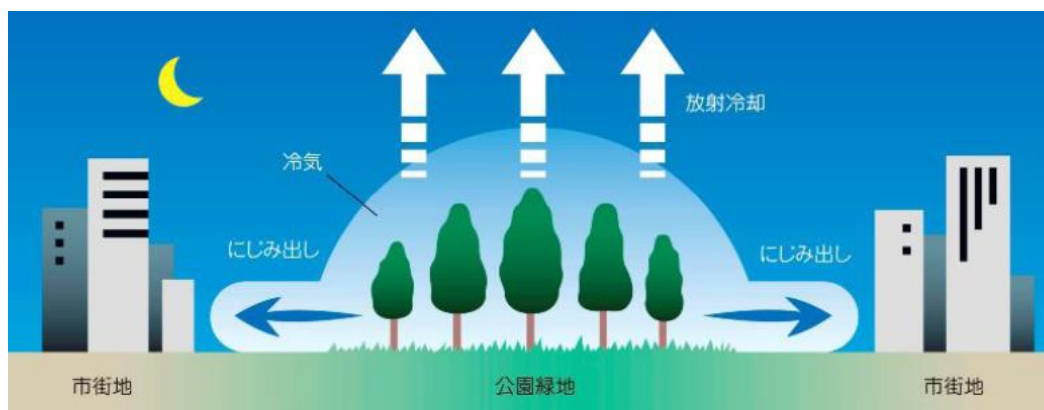
地球温暖化やヒートアイランド現象等によって都市環境の悪化が懸念されており、ここ数十年における気温の上昇は、生活の質を悪化させています。

神戸市の年平均気温は1900年代に15℃前後でしたが現在では17℃前後となっており、都市化の進展に伴って気温が上昇しています。

公園・緑地はヒートアイランド現象の緩和に効果があることから、公園・緑地の保全や風の道、クールスポットの創出等、市街地における公園整備や緑化の推進が重要となっています。



神戸の平均気温の推移（1900年～2000年）



公園緑地における夜間の冷氣のにじみ出しのメカニズム

出典：ヒートアイランド対策ガイドライン，環境省

第3章 都市計画公園等の見直しの動き

1. 都市計画制度の見直し

(1) 都市計画運用指針の改正

社会情勢の変化に伴い「都市計画運用指針」が改正されており、特に平成23年11月30日付で、下記のとおり見直し・変更を視野に入れた改正が行われました。

都市計画運用指針の改正内容

改正前	改正後
(略) 人口については、これまでの一貫した増加基調から減少基調へと転換すると見込まれており、全国的には都市部の人口増加は沈静化し、スプロール対策は全国一律の課題ではなくなりつつある。(略)	(略) 人口については、これまでの一貫した増加基調から <u>減少基調への転換が現実となり</u> 、全国的には都市部の人口増加は沈静化し、スプロール対策は全国一律の課題ではなくなりつつある。(略)
(略) こうした、いわば都市化の時代から安定・成熟した都市型社会への移行という状況に対応するために、これまでも都市計画制度は実際に使われてこそ有効に機能するものであることからすれば、この運用についても、上に述べた社会経済状況の変化に的確に対応して行われることが望まれる。(略)	(略) こうした、いわば都市化の時代から安定・成熟した都市型社会への移行という状況に対応するために、これまでも都市計画制度は実際に使われてこそ有効に機能するものであることからすれば、この運用についても、上に述べた社会経済状況の変化に的確に対応し、 <u>新規決定や追加のみならず、見直し・変更や整理を重視して</u> 行われることが望まれる。(略)

改正では、これまでの人口増加社会から人口減少社会へと転換することが現実となることから、このような社会経済状況を踏まえて、新たな都市計画の決定のみならず、これまでの都市計画決定についても、見直しや変更、整理を行うことが望ましいと示されています。

このことから、長期未整備公園についても、社会経済情勢の変化を踏まえて、見直しや変更について検討していくことが求められています。

(2) 都市公園法等の改正

公園・緑地等のオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものです。また、災害時の避難地としての役割も担っています。都市内の農地も、近年、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっています。

このように、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくために都市緑地法等の一部を改正する法律及び関係政省令が、平成 29 年 6 月 15 日に施行されました（一部については平成 30 年 4 月 1 日施行）。

□関係法令の改正の概要

- (1) 都市公園の再生・活性化（都市公園法及び都市開発資金の貸付けに関する法律関係）
 - [1] 都市公園において保育所等の社会福祉施設の占用を可能とすること
 - [2] 民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設
 - [3] [2]の制度に基づく施設整備への都市開発資金の貸付け
 - [4] P F I 事業に係る公園施設の設置管理許可期間の延伸（10年から30年に）
 - [5] 公園運営に関する協議会の設置
 - [6] 都市公園の維持修繕に関する技術的基準の策定

- (2) 緑地・広場の創出（都市緑地法関係）
 - [1] 市民緑地設置管理計画の認定制度の創設
 - [2] 緑地保全・緑化推進法人（緑地管理機構からの名称変更）の指定権者の見直し（知事から市区町村長に）、指定対象の追加（まちづくり会社等）
 - [3] 緑の基本計画の記載事項の拡充（都市公園の管理、都市農地の保全の方針）

- (3) 都市農地の保全・活用（生産緑地法、都市計画法及び建築基準法関係）
 - [1] 生産緑地地区の一律500㎡の面積要件の緩和（一律500㎡から条例で引下げ可能に）
 - [2] 生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能とすること
 - [3] 生産緑地の買取り申出が可能となる始期の延期（30年経過後は10年ごとに延長可）
 - [4] 田園住居地域の創設（用途地域の追加）

2. 他都市における都市計画公園見直しの動き

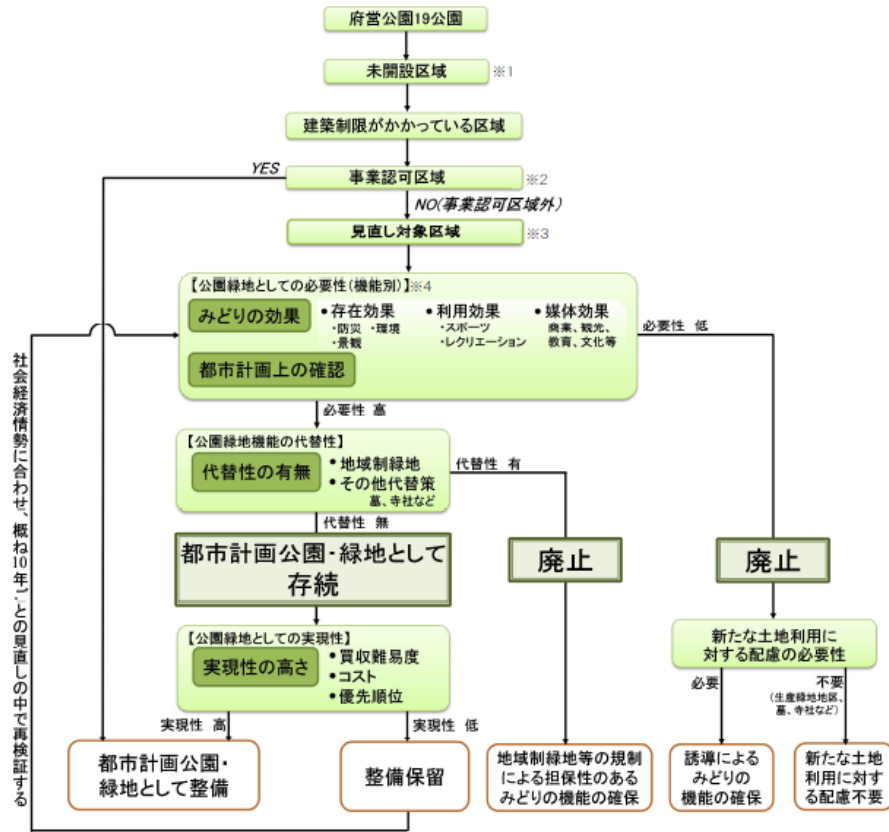
他都市においても長期末整備公園については課題となっており、整備の必要性や公園が有するさまざまな効果について検討が行われ、整備の実現性を含めて総合的に判断し、未整備区域について見直し作業が行われています。

公園整備の見直しの事例

都市名	内容
<p>東京都</p> <p>都市計画公園・緑地の整備方針(改定)(平成23年)</p>	<p>・都市計画決定されている公園・緑地の未供用区域のうち、河川の水面等をのぞいた2,300haを対象として、防災都市づくりの視点を重視し、今後10年間で優先的に整備する公園・緑地を定める。そのうち、整備の重要性と整備効果の高さの観点から優先整備区域を設定し、事業化計画として定める。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="419 929 901 1288"> <p><優先整備区域の絞り込み></p> </div> <div data-bbox="941 929 1361 1243"> <p><優先整備区域の表示例></p> </div> </div> <p>出典：東京都ホームページ</p>
<p>名古屋市</p> <p>長期末整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム(平成20年)</p>	<p>・都市計画決定後、長期間経過しており区域内に買収が必要な民有地が存在している都市計画公園緑地を対象とし、見直しの基本方針を定め、公園の整備プログラムを策定している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="750 1344 1361 1982"> </div> </div> <p>出典：名古屋市ホームページ</p>

大阪府
都市計画公園・緑地(府営公園)見直しの基本方針(平成24年)

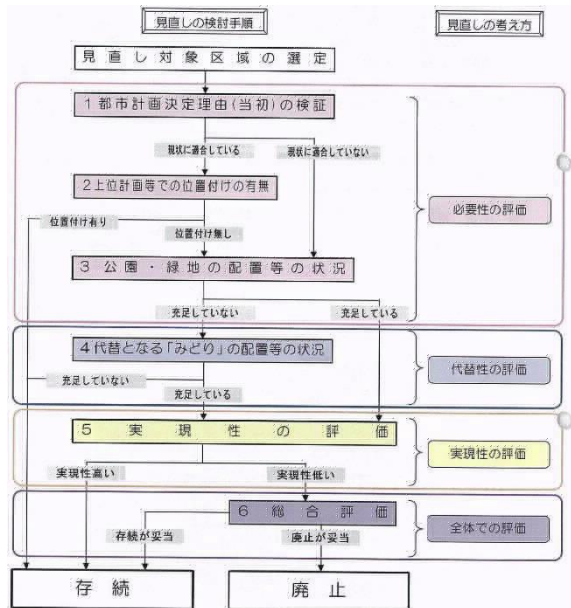
・府営公園 19 公園の未開設区域のうち、民有地に建築制限がかかっている区域を対象とし、必要性、代替性、実現性の評価から、公園・緑地の存続・廃止について検討する基本方針を定めている。



出典：大阪府ホームページ

京都市
都市計画公園・緑地及び土地区画整理事業の見直し指針(平成24年)

・市が事業を行う都市計画公園・緑地の中で、都市計画決定後10年以上経過し、事業に着手していない区域を見直しの対象とし、必要性、代替性、実現性の評価、および全体での評価を行い、整備の存続・廃止について検討する方針を定めている。



出典：京都市ホームページ

第4章 見直しの必要性

1. 長期にわたる建築制限の問題

都市計画決定された区域内では、建築物の階数や主要構造部等に制限がかかり、建築物を建築する場合には都市計画法第53条による建築許可が必要です。

神戸市の都市計画公園における、未整備区域の面積は約479haで、その中には民有地も含まれており、そのほとんどが50年以上の長期間にわたる制限となっています。

また、これらの民有地における、最近5年間（平成24～28年度）の建築許可の申請件数は10件（建築面積986㎡）となっています。

建築許可の申請時には、開発業者等から、今後の公園整備予定の目途や計画の見直しについての問い合わせがあるとともに、地権者の方からも今後の整備時期を示して欲しいなどの声があります。

そのため、長期未整備公園の今後の事業化の考え方や、計画見直しの方向性について、関係者や市民に対して説明責任を果たす必要があります。

■都市計画決定に伴う制限

○趣旨

都市施設の整備等の円滑な実施を確保する。

○都市計画法53条許可が必要となる主な都市計画施設

都市計画道路、都市高速道路、都市計画公園 等

○建築物の主な許可基準（都市計画法第54条・79条）

- ・階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。
- ・主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

2. 社会的背景を踏まえた計画見直しについて

近年ではヒートアイランド現象等の都市環境の悪化や、環境に対する市民意識の高まりや健康ブーム等から、市民意識や価値観、ニーズに変化が見られる状況となり、公園に求められる役割がますます重要になっています。特に、市民や企業等が協働して水と緑を活かしたまちづくりを進めていくなどの意識が高まっていることから、協働の場としての公園整備、また、利用者や地域の特性に合わせた公園づくりが求められるようになっていきます。

また、多くの犠牲者をだした阪神・淡路大震災（1995年1月）や東日本大震災（2011年3月）、熊本地震（2016年4月）を経験し、将来、起こるといわれている南海トラフ地震の被害想定等を受けて、市民の防災意識は高まっており、防災機能として重要な役割を担う公園の必要性が、改めて見直されています。

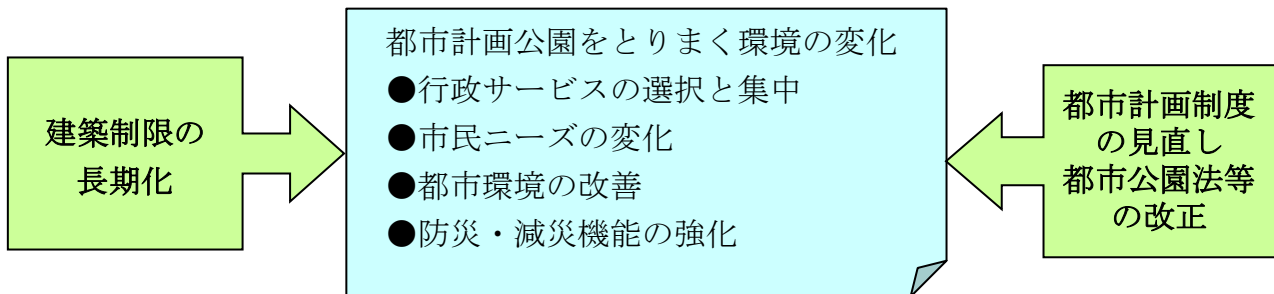
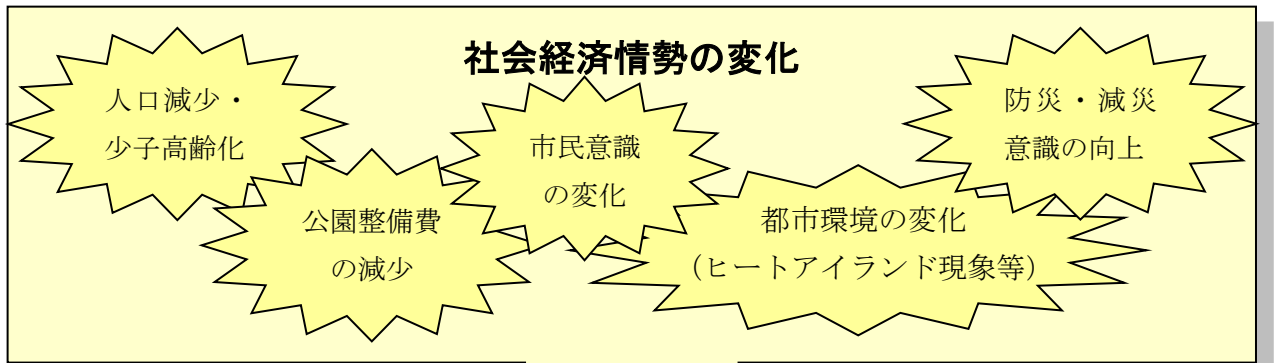
一方、公園事業費は平成4年前後をピークとして年々減少する傾向となっており、今後は老朽化した公園の維持管理や更新・整備を合わせて進めていく必要があることから、限られた予算の中で「選択と集中」の観点から、必要な公園を必要な場所に整備することが一層求められることとなります。

今後の都市計画制度の運用に当たって参考とする「都市計画運用指針」では、これらの社会経済情勢の変化に対応し、見直しが行われており、「今後の人口の減少基調への転換が現実となり、都市計画において新規決定・追加のみならず、見直し・変更や整理を重視して行われることが望まれる」としています。

第2章で述べたように、神戸市の人口は平成24年(2012年)から減少傾向にあり、今後も年少人口や生産人口の減少と後期高齢者の大幅な増加による少子高齢化のさらなる進行が予想されています。

また、都市公園法等の改正が行われ、公園のあり方も変化しつつあります。

これらのことから、特に都市計画決定しているにもかかわらず、長期にわたって未整備状態の公園については、社会経済情勢の変化等を踏まえて、今後、真に求められる公園へと今の計画を見直す時期にきています。



- 今のままの都市計画どおりに整備を進めていいか？
- 今のまま建築制限をかけ続けてもいいか？

これからの神戸にとって、真に求められる公園へと計画を見直す時期にきている

第5章 見直し対象公園

1. 見直し対象公園の考え方

都市公園には、住民の利用に供する住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）や市域全体の住民を対象とする都市基幹公園（総合公園、運動公園）、また市町村の区域を越えて広域からの利用を目的とする広域公園や国営公園等、様々な規模、種類のものがあります。

都市計画公園の見直しを行うにあたっては、上記のような様々な規模や種類の公園を同じ視点や評価方法で実施することは難しいことから、まずは市民にとって最も身近な公園（住区基幹公園：街区公園・近隣公園・地区公園）から見直しを行っていくものとし、都市基幹公園等については身近な公園の見直しに引き続き方針を作成し、順次見直しを進めて行く予定としています。

主な公園の種類・種別

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
	近隣公園	近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園
	地区公園	徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園
大規模公園	広域公園	一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園
	レクリエーション都市	自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域
国営公園		都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、墓園等の特殊な公園
	緩衝緑地	公害等の緩和や災害の防止を図ることを目的とする緑地
	都市緑地	都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地

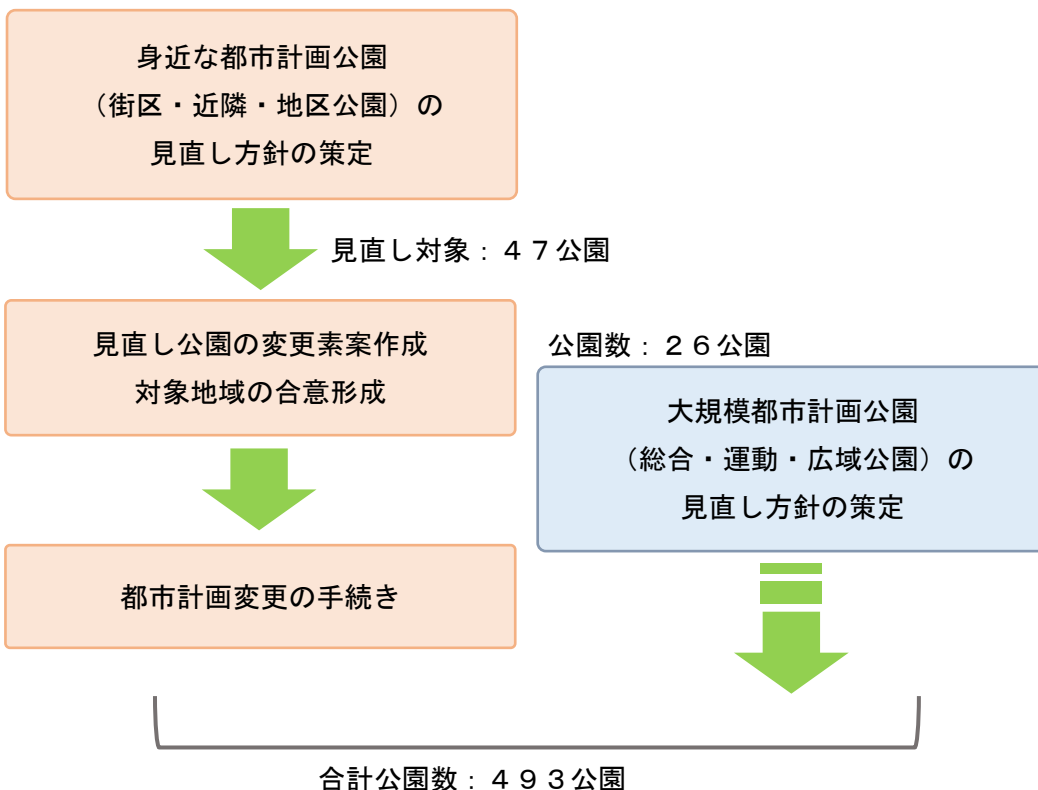
■本方針の見直し対象公園について

- ・神戸市の都市計画公園（493公園）のうち、身近な公園（467公園）を対象として、これら公園の都市計画の内容（位置・形状・面積）を見直すものとする。
- ・身近な公園のうち、都市計画決定面積と供用面積に差がある公園で、計画区域内に一定面積以上の未整備区域があるものを、見直しの優先順位が高い公園として抽出する。ただし、事業中または事業計画のあるものを除く。

（見直し対象：47公園）

都市計画公園見直しの方向

公園数：467公園



2. 見直し対象公園の現況

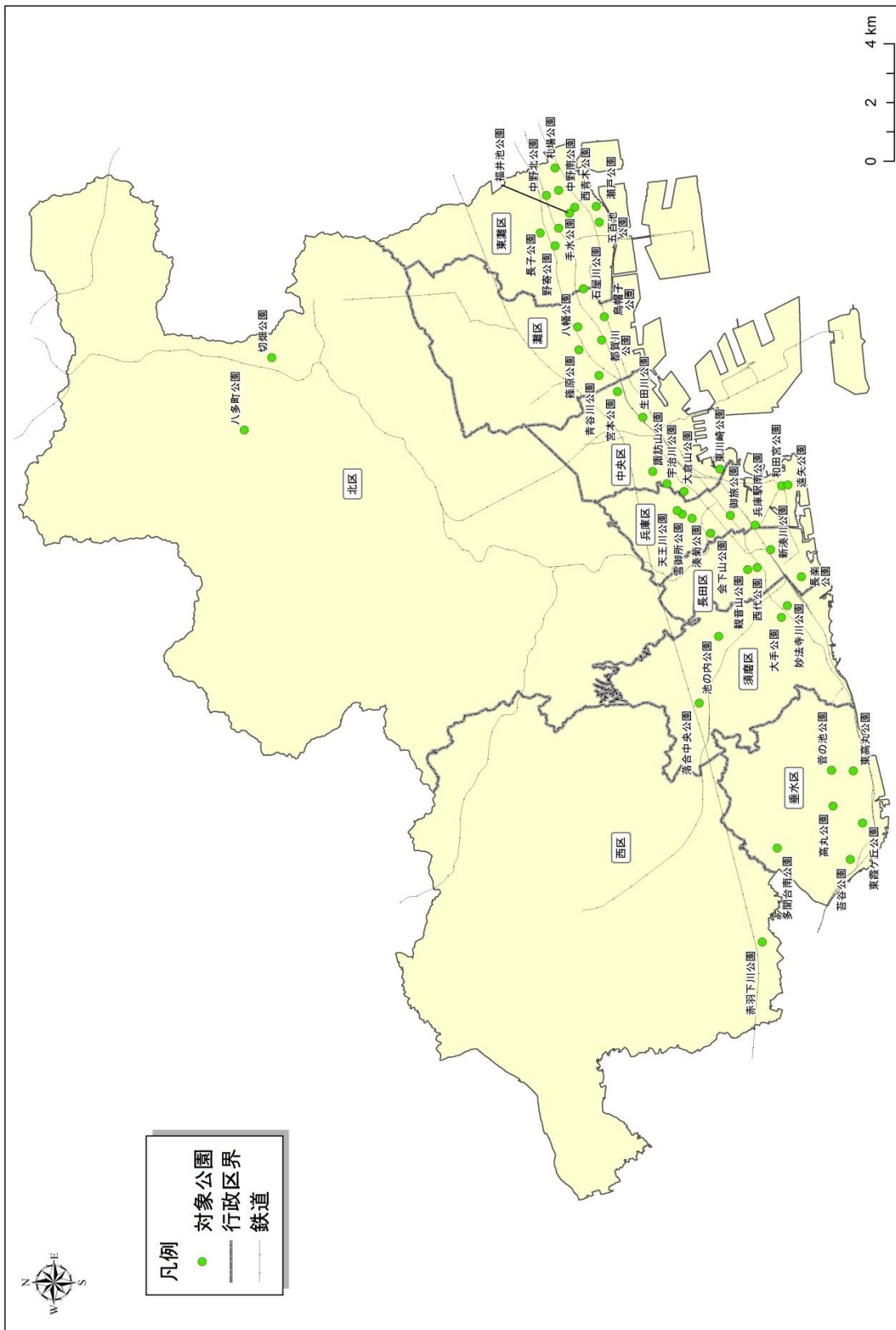
本方針の見直し対象公園は、以下に示す 47 公園です。

見直し対象公園一覧

	種別	公園名	行政区	都市計画 決定面積 (ha)	整備 面積 (ha)	未整備 面積 (ha)	都市計画 決定日 (当初)	当初決定 からの 経過年数
1	街区	札幌公園	東灘区	0.19	0.00	0.19	昭 33. 3.31	59
2	街区	中野南公園	東灘区	0.65	0.55	0.10	昭 33. 3.31	59
3	街区	中野北公園	東灘区	0.67	0.60	0.07	昭 33. 3.31	59
4	街区	西青木公園	東灘区	0.06	0.05	0.01	昭 33. 3.31	59
5	街区	福井池公園	東灘区	0.84	0.83	0.01	昭 21. 8.15	71
6	街区	長子公園	東灘区	0.19	0.18	0.01	昭 33. 3.31	59
7	街区	手水公園	東灘区	0.39	0.29	0.10	昭 21. 8.15	71
8	街区	野寄公園	東灘区	0.77	0.56	0.21	昭 33. 3.31	59
9	街区	五百池公園	東灘区	0.35	0.14	0.21	昭 21. 8.15	71
10	街区	烏帽子公園	灘区	0.49	0.40	0.09	昭 33. 3.31	59
11	街区	宮本公園	中央区	0.53	0.50	0.03	昭 33. 3.31	59
12	街区	天王川公園	兵庫区	0.87	0.18	0.69	昭 33. 3.31	59
13	街区	雪御所公園	兵庫区	0.47	0.39	0.08	昭 33. 3.31	59
14	街区	御旅公園	兵庫区	0.31	0.30	0.01	昭 33. 3.31	59
15	街区	和田宮公園	兵庫区	0.13	0.12	0.01	昭 33. 3.31	59
16	街区	長楽公園	長田区	0.46	0.44	0.02	昭 33. 3.31	59
17	街区	遠矢公園	兵庫区	0.15	0.00	0.15	昭 37. 9.18	55
18	街区	東川崎公園	中央区	0.49	0.48	0.01	昭 46.10.12	46
19	街区	高丸公園	垂水区	0.23	0.22	0.01	昭 48. 3. 3	44
20	街区	東霞ヶ丘公園	垂水区	0.25	0.24	0.01	昭 50. 1.17	43
21	街区	湊菊公園	兵庫区	0.07	0.06	0.01	昭 52. 6.21	40
22	街区	東高丸公園	垂水区	0.17	0.16	0.01	昭 52.12.20	40
23	街区	多聞台南公園	垂水区	0.92	0.90	0.02	昭 53.10.31	39
24	街区	池の内公園	須磨区	0.37	0.36	0.01	昭 56.10.20	36
25	街区	赤羽下川公園	西区	0.23	0.22	0.01	昭 59. 9.25	33
26	街区	大手公園	須磨区	0.21	0.20	0.01	昭 63. 2.25	30
27	近隣	八幡公園	灘区	1.7	0.0	1.7	昭 21. 8.15	71

	種別	公園名	行政区	都市計画 決定面積 (ha)	整備 面積 (ha)	未整備 面積 (ha)	都市計画 決定日 (当初)	当初決定 からの 経過年数
28	近隣	篠原公園	灘区	1.5	1.0	0.5	昭 33. 3.31	59
29	近隣	都賀川公園	灘区	3.4	2.8	0.6	昭 33. 3.31	59
30	近隣	青谷川公園	灘区	2.1	0.7	1.4	昭 33. 3.31	59
31	近隣	宇治川公園	中央区	1.3	0.6	0.7	昭 33. 3.31	59
32	近隣	新湊川公園	長田区	3.9	2.1	1.8	昭 33. 3.31	59
33	近隣	観音山公園	長田区	2.3	2.1	0.2	昭 33. 3.31	59
34	近隣	妙法寺川公園	須磨区	2.9	2.8	0.1	昭 33. 3.31	59
35	近隣	切畑公園	北区	1.2	1.1	0.1	昭 41.11. 7	51
36	近隣	苔谷公園	垂水区	4.8	4.6	0.2	昭 54.10.19	38
37	近隣	菅の池公園	垂水区	1.0	0.0	1.0	平 2. 3.13	27
38	近隣	八多町公園	北区	1.5	1.4	0.1	平 4. 3.21	25
39	近隣	兵庫駅南公園	兵庫区	1.2	0.8	0.4	平 6. 3. 2	23
40	地区	瀬戸公園	東灘区	4.0	3.6	0.4	昭 21. 8.15	71
41	地区	石屋川公園	東灘・灘区	6.4	4.5	1.9	昭 33. 3.31	59
42	地区	生田川公園	中央区	4.4	3.8	0.6	昭 33. 3.31	59
43	地区	諏訪山公園	中央区	5.4	5.3	0.1	昭 33. 3.31	59
44	地区	大倉山公園	中央区	8.2	7.9	0.3	昭 25. 7.11	67
45	地区	会下山公園	兵庫区	7.0	6.6	0.4	昭 21. 8.15	71
46	地区	西代公園	長田区	4.7	3.2	1.5	昭 21. 8.15	71
47	地区	落合中央公園	須磨区	9.3	9.2	0.1	昭 51. 1.27	42
		合計		88.7	72.7	16.0		

※都市計画決定面積・整備面積・未整備面積は小数点以下第2位または第3位を四捨五入して表示しており、
合計値は各公園の実数値で計算



対象公園の分布

見直し対象公園の都市計画決定理由（当初）

分類	公園名	公園数	主な都市計画決定理由
戦災復興 (S21～25年)	福井池公園、手水公園、 五百池公園、八幡公園、 瀬戸公園、会下山公園、 西代公園、大倉山公園	8	過般の戦災に鑑み今回街路等各種施設と相俟ち緑地施設の拡充整備を図る為本案の通り都市計画公園として決定し保健、防災、美観に寄興させると共に本市の健全な復興建設を図らうとするものである。
戦災復興 土地区画整理 (S29～46年)	札幌公園、中野南公園、 中野北公園、西青木公園、 長子公園、野寄公園、 宮本公園、烏帽子公園 天王川公園、雪御所公園、 御旅公園、和田宮公園、 長楽公園、遠矢公園、 東川崎公園、篠原公園、 都賀川公園、青谷川公園、 宇治川公園、新湊川公園、 観音山公園、妙法寺川公園、 石屋川公園、生田川公園、 諏訪山公園	25	本市復興土地区画整理事業も収束に近づきつつあり、従ってこれら事業の完成を容易ならしめるため再検討の結果、計画公園、公園道路の一部改廃の必要と、土地区画整理の設計にかかる公園及び既設公園の計画公園に追加等により、既定計画公園を廃止し、もって新たに次のように決定しようとするものである。 新に将来住宅地としての発展が予想され、又誘致距離、環境を考慮して公園を追加した。
面的開発 (S40-50年代)	多聞台南公園、赤羽下川公園、 切畑公園、落合中央公園	4	周辺住民の身近な利用に供しようとするもの。
田園 コミュニティ パーク事業 (H4)	八多町公園	1	農村部における地域住民にスポーツ・レクリエーション、コミュニティ活動の場を供するため。
個別の事由	高丸公園、東霞ヶ丘公園、 湊菊公園、東高丸公園、 池の内公園、大手公園、 菅の池公園、兵庫駅南公園、 苔谷公園	9	周辺の地区住民の身近なレクリエーション活動及びいこいの場を確保し、その利用に供するため。
	計	47	

第6章 見直しの方向性と視点

1. 見直しの方向性

人口減少・少子高齢化や厳しい財政状況など社会情勢の変化に伴い、公園に対する市民の意識にも変化が見られています。また、都市計画による建築制限が長期化するなどの課題が出てきている中で、都市計画公園の整備にあたっては、これらの社会情勢の推移を踏まえた都市計画の見直しの検討を行うことが求められています。

そこで、「必要性」、「代替性」、「実現性」の視点から都市計画の変更の必要性について段階的に検討を行うことにします。

【社会的背景】

- ・人口減少および少子高齢化
- ・都市計画運用指針の見直し
- ・厳しい財政状況
- ・防災・減災意識の高まり
- ・都市環境の変化

【課題】

- ・長期化する建築制限への対応
- ・社会的背景を踏まえた計画の見直し

【見直しの視点】

公園の持つ様々な役割から段階的に評価を行う

- 必要性
公園整備の必要性を検討
- 代替性
公園を代替する機能の有無についての検討
- 実現性
現況から公園整備の実現性について検討

見直しの方向性

2. 見直しの視点

まず未整備区域の公園整備が必要とされているかどうかを検討します。検討にあたっては、上位計画等での位置づけや整備の達成度を評価します。

次に、必要性が高い場合は、その周辺に公園を代替する機能が十分であるかどうかを検討します。

最後に、必要性が高く代替性が低い場合について、公園整備の可能性を検討し、その実現性を評価します。

また、未整備区域が小面積で今回見直し対象にならなかった身近な公園についても個別に精査の上、今回の対象公園と同じ考え方で整理していきます。

1)必要性

地域において、未整備区域の公園整備が必要かどうか。

- 上位計画等での位置づけの有無
- 今後の公園整備の必要性
- 公園緑地の配置の状況

2)代替性

未整備区域の緑地を代替する機能があるかどうか。

- 代替となるその他施設等の有無
- 代替となる緩衝施設等の有無（河川緑地軸のみ評価）

3)実現性

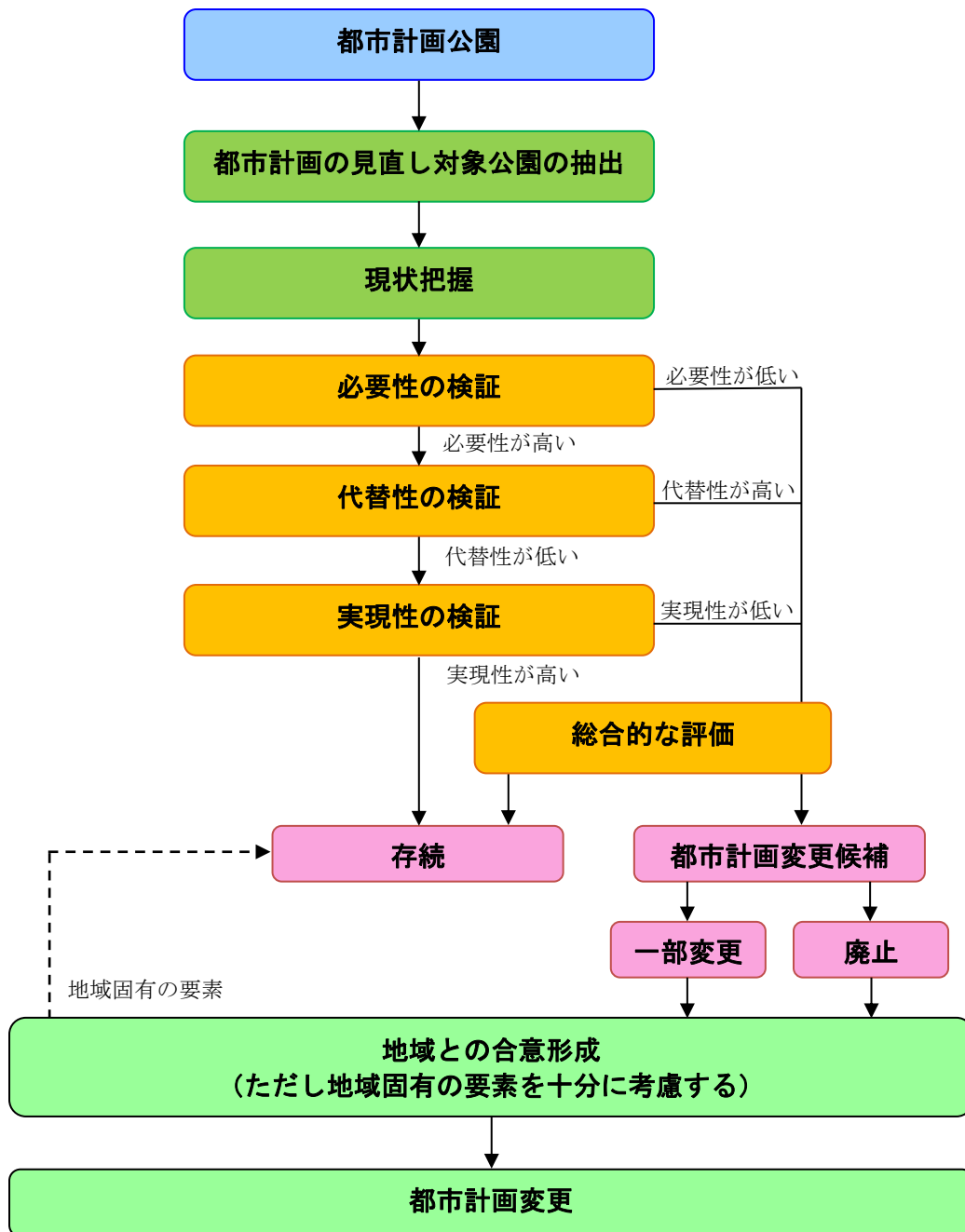
公園整備が実際に可能であるか。

- 土地利用の状況
- 事業化の目途、その他関連事業の有無

第7章 見直しの方法

1. 見直しフロー

次のフローに従って、見直しを行います。



◆見直しの考え方

平成 29 年 5 月、神戸市公園緑地審議会から答申書「神戸の未来を創造する身近な公園のあり方について」が出されました。

その中で示されている身近な公園のあり方の方向性に照らし合わせて、都市計画公園の見直しを考えます。

答申で示された公園計画・配置のあり方	見直しの考え方
1) 新たな時代を見据えた公園計画 ①神戸らしい強みを活かした公園計画 <ul style="list-style-type: none"> ・防災公園 ・河川緑地軸 ・神戸らしい施策 ②緑のストックを活かした柔軟な公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・防災公園、河川緑地軸公園を重視する ・公園の都市計画の見直しの検討
2) 地域の状況に応じた公園の配置 ①歩いていける身近な公園の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・歩いていける範囲（250m以内）に公園を配置し充足 ・民有地等の緑の活用 ②防災に資する1人当たり公園面積の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・身近な公園を1人当たり1㎡以上確保 ③地域コミュニティの実情に応じた公園の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・「公園区」の設定 ・公園区を基本とした公園の配置や統廃合の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の充足率の確保 ・民有地での代替 ・1人あたり1㎡以上の公園面積の確保 ・公園区内での都市公園の充足

公園区…小学校区をベースとして幹線道路や河川などの分断要素等を考慮して定めた、歩いて行けるコミュニティの単位

(1) 見直し対象の抽出

見直しの対象は、第5章に示した身近な都市計画公園（街区公園、近隣公園、地区公園）の未整備区域とします。

(2) 必要性の検証

見直し対象公園の未整備区域について、公園整備が必要であるかどうかについて検証を行います。必要性が低い場合、見直しの可能性が高くなります。

指標①上位計画等での位置づけ

上位計画等で位置づけられている場合は、必要性が高いと評価します。

防災公園としての役割を担う1ha以上の公園（国土交通省の防災公園の考え方より）、または、神戸市緑の基本計画に位置づけのある河川緑地軸を形成する公園（河川緑地軸公園）を上位計画等で位置づけのある公園と考え、見直し加点を行います。

見直しの評価基準			見直し加点
①-1	上位計画等での位置づけ	次のいずれにも該当しない。 ・都市計画決定面積が1ha以上である。 ・河川緑地軸公園（住吉川公園、石屋川公園、都賀川公園、青谷川公園、青谷川街園、生田川公園、新湊川公園、妙法寺川公園）である。	1点

指標②当初の目的が達成できているかどうか。

公園の目的が達成できていない場合、必要性が高いと判断します。

総面積の80%以上の整備が完了している場合は、目的が達成できているものとし、未整備区域の整備の必要性は低いと考えられ、見直し加点を行います。

見直しの評価基準			見直し加点
②-1	達成度	総面積の80%以上の用地取得が完了している。	1点

指標③公園区において公園緑地の配置が充足しているかどうか。

公園緑地が不足している場合は、必要性が高いと判断します。

公園区の緑比率、1人当たり公園面積、周辺の都市公園の配置状況を指標として評価します。

「神戸市緑の基本計画」の緑被率の目標値が30%のため、緑被率は30%を基準とします。

「神戸の未来を創造する身近な公園のあり方について」の答申で、身近な公園を1人当たり1㎡以上確保することとしているため、1人当たり公園面積は1㎡を基準とします。

評価基準			見直し加点
③-1	緑被率	公園区の緑被率が、30%以上。	1点
③-2	1人あたり公園面積	公園区の1人あたり公園面積が1㎡以上。	1点
③-3	周辺の都市公園	未整備区域の公園誘致圏(250m圏域)を90%以上カバーする他の都市公園がある。	1点

(3) 代替性の検証

見直し対象の公園未整備区域の機能を代替できるかどうかについて検証を行います。他の都市公園や市民公園、緑地広場などで未整備区域の機能をカバーできる場合などは、代替性が高いと評価します。

指標① 公園区において、他の都市公園、その他の施設等で代替できるかどうか。

他の都市公園やその他の施設で未整備区域の機能をカバーできる場合は、代替性が高いと評価し、見直し加点を行います。

見直しの評価基準			見直し加点
①-1	都市公園 【対象公園：街区公園・河川緑地軸公園】	未整備区域の公園誘致圏(250m圏域)を90%以上カバーする他の都市公園がある。	2点
①-2	都市公園 【対象公園：近隣公園・地区公園】	対象公園の公園区内に他の近隣公園または地区公園がある。	2点
①-3	市民公園等 【対象公園：街区公園・河川緑地軸公園】	未整備区域の公園誘致圏(250m圏域)を90%以上カバーする市民公園等がある。	1点
①-4	緑地広場 【対象公園：街区公園・河川緑地軸公園】	未整備区域の公園誘致圏(250m圏域)を90%以上カバーする緑地広場がある。	1点

指標② 河川緑地軸公園における防災機能の代替性の有無

河川沿いのオープンスペースは、防災面で重要であるため、災害時における十分な緩衝帯がある場合は、代替性が高いと考えられるため、見直し加点を行います。

見直しの評価基準			見直し加点
②-1	河川沿いのオープンスペース 【河川緑地軸公園対象】	未整備区域の河川沿いにオープンスペース（道路、社寺、学校、墓地、公開空地、民有緑地等）による緩衝帯が、幅6m以上取れている。	2点

（４）実現性の検証

見直し対象の公園未整備区域の整備の実現性について検証を行います。

実現性の評価は、整備の難易度について検討し、整備が容易であるかどうかを評価します。

未整備区域内には、既に多くの建物が立地している場合や土地所有の細分化が進んでいるような場合があります、実際には公園整備が難しい場合があります。

これらの視点から、公園整備の実現性について評価を行い、事業実施の可能性が低い場合は実現性が低いと評価します。

指標① 事業実施の可能性が高いか。

事業実施の可能性が低い場合、見直し加点を行います。

見直しの評価基準			見直し加点
①-1	土地利用の状況	土地利用状況により土地の確保が困難である。（堅牢な建築物がある、区域の3割以上に新たな土地利用がある、土地所有の細分化が進んでいる、社寺仏閣等がある）	1点
①-2	事業化の目途	土地区画整理事業、その他の都市計画施設の建設など、関連する事業の計画がない。または、今後、10年以内に事業着手の可能性がない。	1点

(5) 総合的な評価

都市計画の見直しについて、次のような指標等を踏まえ、総合的に判断します。

＜総合的な評価指標（例）＞

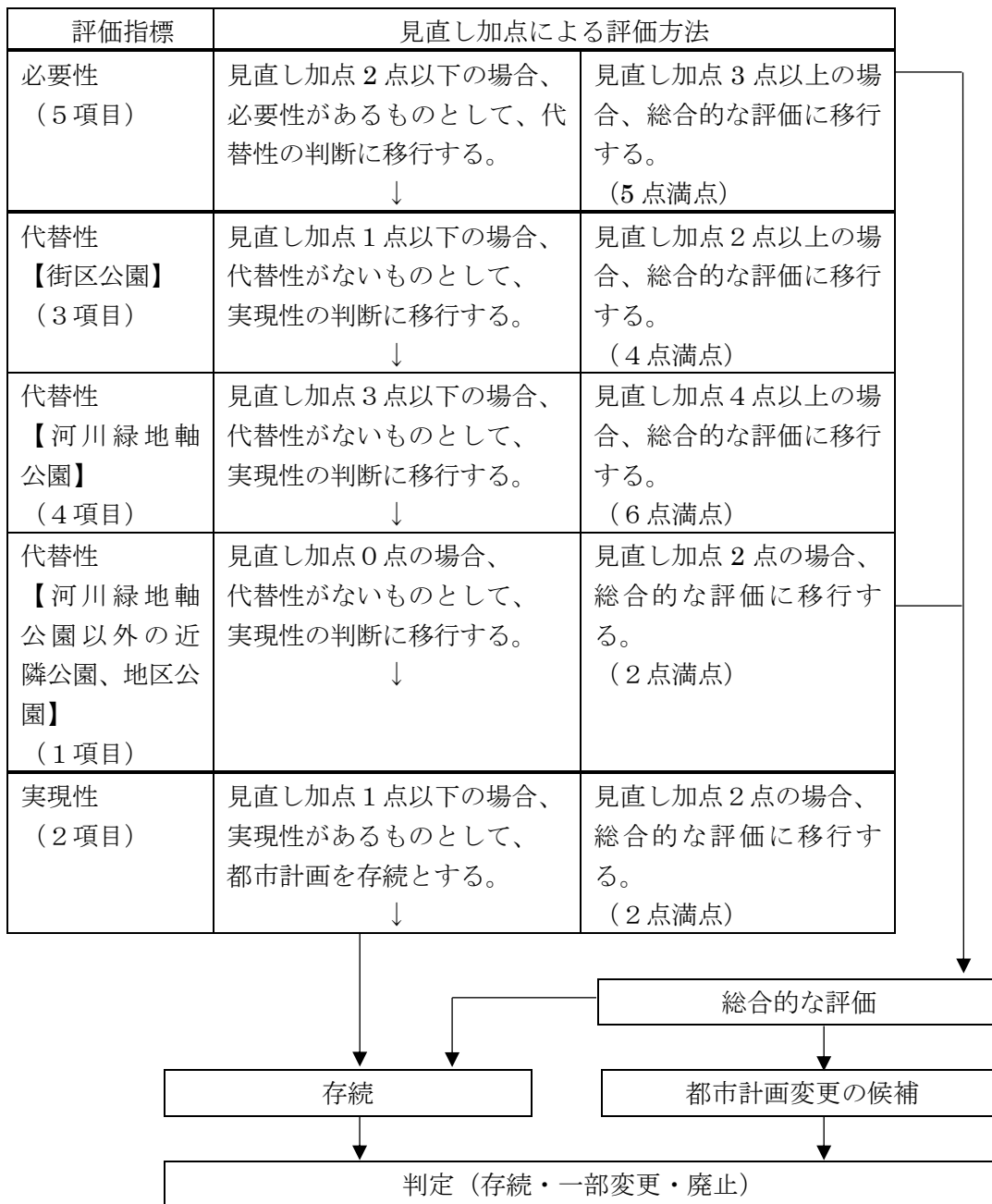
- ・未整備区域を整備することによる公園機能の向上（プラス面）
- ・未整備区域が都市公園にならないことについて、環境や景観、公園緑地の充足度などへの影響（マイナス面）
- ・都市計画決定の存続や廃止による関係者や周辺環境への影響
- ・地形や周辺の状況による整備への影響
- ・地元からの要望 など

前述の（１）～（５）の評価等により、都市計画の存続・見直し（一部変更、廃止）についての判定を行います。判定結果が都市計画決定の見直しとなった公園については、都市計画変更素案を作成の上、市民との合意形成ができた公園から都市計画変更の手続きに入ります。

2. 見直しの判定

公園の必要性、代替性、実現性について、それぞれ見直し加点した結果を以下の評価指標・評価方法から判定を行います。

◆評価方法



◆採点シート（案）

1. 必要性

指標	評価基準	評価	見直し加点	合計
上位計画での位置づけ	1 ha 以上、または河川緑地軸でない		/ 1	/ 5
公園整備の達成度	80%以上の用地取得		/ 1	
緑被率	公園区の緑被率が30%以上		/ 1	
1人あたり公園面積	公園区の1人あたり公園面積が1㎡以上		/ 1	
周辺の都市公園	未整備区域の誘致圏を90%以上カバー		/ 1	
判定（代替性の判断へ・総合的な評価へ（3点以上））				

2. 代替性

指標	評価基準	評価	見直し加点	合計
都市公園 【街区公園・河川緑地軸公園対象】	未整備区域の公園誘致圏を90%以上カバーする他の都市公園がある		/ 2	街区公園 (3項目) / 4
都市公園 【近隣公園・地区公園対象】	対象公園の公園区内に他の近隣公園または地区公園がある		/ 2	
市民公園等 【街区公園・河川緑地軸公園対象】	未整備区域の公園誘致圏を90%以上カバーする他の市民公園等がある		/ 1	河川緑地軸 公園 (4項目) / 6
緑地広場 【街区公園・河川緑地軸公園対象】	未整備区域の公園誘致圏を90%以上カバーする他の緑地広場がある		/ 1	
河川沿いのオープンスペース 【河川緑地軸公園対象】	オープンスペース（道路、社寺、学校、墓地、公開空地、民有緑地等）が幅6m以上ある		/ 2	河川緑地軸以外の 近隣公園、 地区公園 (1項目) / 2
判定（実現性の判断へ・総合的な評価へ（2点以上、河川緑地軸は4点以上））				

3. 実現性

指標	評価基準	評価	見直し加点	合計
土地利用の状況	土地利用状況により土地の確保が困難である（堅牢な建築物がある、区域の3割以上に過去5年以内の新たな土地利用がある、土地所有の細分化が進んでいる、社寺仏閣等がある）		/ 1	/ 2
事業化の目途	土地区画整理事業等の関連事業計画がない、または今後、10年以内に事業着手の可能性がない		/ 1	
判定（存続へ・総合的な評価へ（2点））				

4. 総合評価

・(コメント)

5. 判定

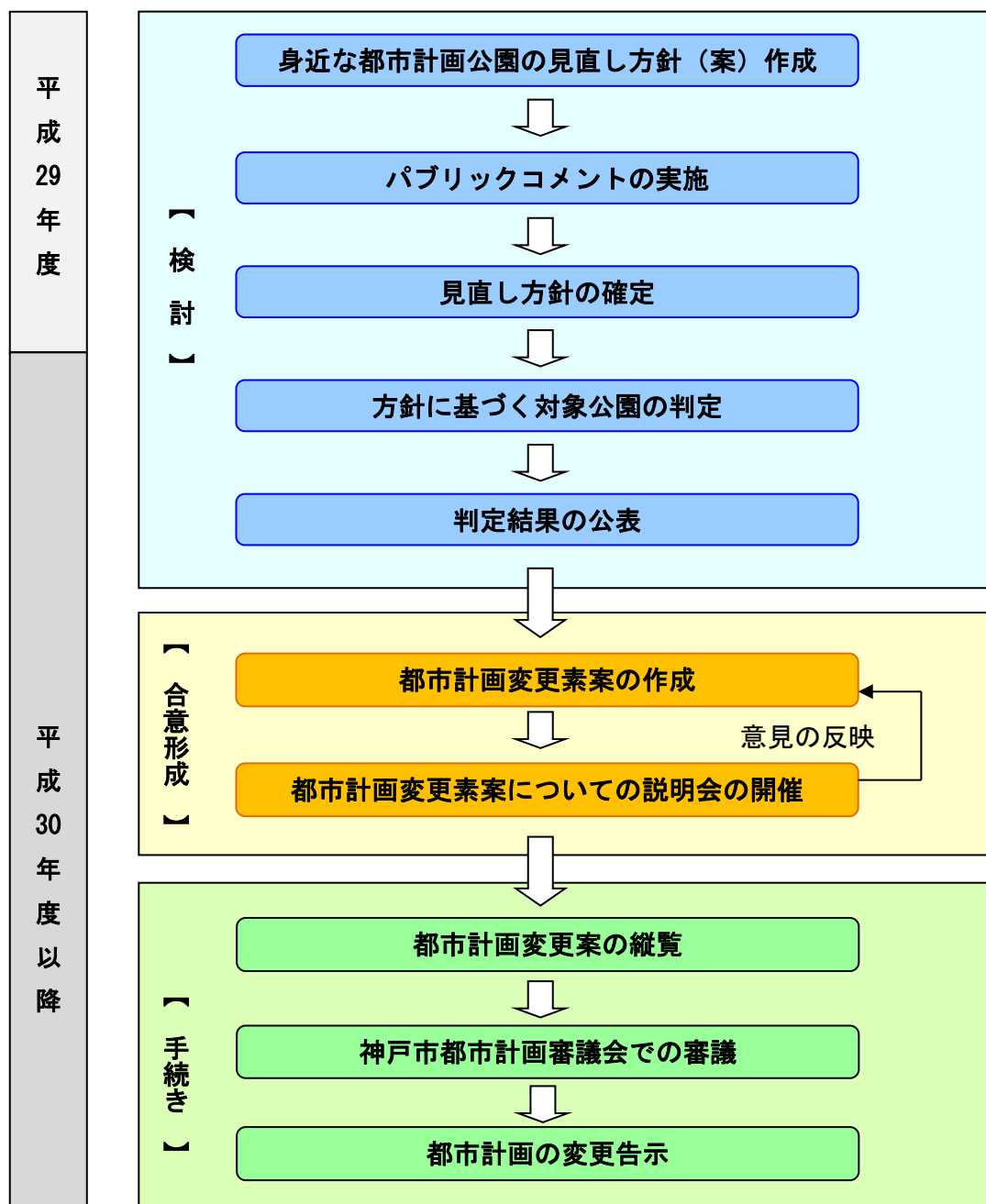
存続・一部変更・廃止

3. 今後のスケジュール

身近な都市計画公園の見直しにあたっては、次のようなスケジュールで進めていきます。

まずは、方針(案)のパブリックコメントの手続きを経たうえで、当方針を確定します。その後、対象公園の判定結果の公表を行い、都市計画変更候補となった公園については、公園毎の都市計画変更素案について地域で説明会を開催して地域と合意形成を図ります。さらに、神戸市都市計画審議会での審議を経て、都市計画の変更手続きを行っていく予定です。

〔事業目標〕 長期未整備公園における都市計画公園の見直し 47 公園（～2021 年）



(参考資料)

◆上位関連計画等

(1) グリーンコウベ 21 プラン (神戸市緑の基本計画)

(平成 12 年 7 月策定、平成 23 年 3 月改定)

「グリーンコウベ 21 プラン (神戸市緑の基本計画)」において、今後の施策展開の方針や具体的な取組みの中で、公園整備に関連して下記のとおり明記しています。

1) 密集市街地等でのオープンスペースの創出

公園緑地などのオープンスペースが身近になく、必要性が高い地域では都市公園等の確保を図ります。また、公共公益施設の統廃合や公有地の用途変更などの機会や民有地における市民公園制度等を活用し、財政負担の少ない方法でのオープンスペースの創出を図ります。



2) 「風の道」による涼しい神戸

ヒートアイランド現象の緩和のために、神戸の地形に即して、公園や緑地、道路、河川空間などのオープンスペースを連続的に確保することにより、山や海からの涼しい風がまちを通り抜ける「風の道」を形成します。

3) 河川と河川沿いの公園緑地等の一体的な整備

既成市街地の住吉川・石屋川・都賀川・生田川・新湊川・妙法寺川の6河川において、公園緑地や親水護岸等の一体的な整備や適正な維持管理により、火災時における延焼防止や避難路の確保、消火用水や生活用水への利水機能のほか、レクリエーション空間や生物の生息空間、潤いのあるまちなみ景観を形成します。



4) 水と緑のネットワークの形成

生き物の生育・生息の場や移動経路となる生態系ネットワークとしての役割を担う、水と緑のネットワークを形成します。



水と緑のネットワークイメージ

(2) 神戸市環境マスタープラン（平成28年3月改定）

神戸市環境マスタープランにおいては、基本施策の推進の中で公園整備に関連して下記のとおり明記しています。

- 既成市街地において、海や山からの涼しい風が市街地を流れる「風の道」を形成するため、山と海を結び、憩いの親水空間となる河川及び河川沿いの緑地の整備をはじめ、街路での更なる緑化・緑の質の向上を推進します。
- 六甲山系、帝釈・丹生山系、田園地帯などの緑地と河川、水田、ため池、海などをつなぎ、水と緑の連続性を確保した広域的な水と緑のネットワークを形成します。
- 河川、水路、社寺林、公園、民有緑地、学校ビオトープなどからなる市街地の水と緑のネットワークを形成します。

(3) 生物多様性神戸プラン（平成28年3月改定）

「生物多様性神戸プラン」においては、公園に関連して下記のとおり明記しています。

【生態系の多様性(市街地)：役割】

- ・市街地の中でも、公園や街路樹、工場の緑地帯、学校ビオトープ、せせらぎ水路などで、様々な生きものが生息・生育しています。

【生態系の多様性(市街地)：現状】

- ・街区公園などの住区基幹公園は昭和54年比で、個所数、面積ともに約3倍に増加しています。
- ・公園やポートアイランド、垂水等の下水処理場周辺にもビオトープが整備されています。これらのビオトープをネットワーク化し、生きものに配慮したまちづくりを行っています。

【生態系の多様性(市街地)：課題】

- ・市街地における生きものの生息や移動に配慮した水と緑のネットワーク化を一層推進することが重要です。
- ・学校や公園などに整備されたビオトープには管理が不十分なところもみられます。
- ・公園や街路樹に侵略性の高い樹種が用いられている例があり、維持管理等に留意が必要です。

【目指すべき将来像：市街地】

- ・公園、街路、工場、住宅など街のいたるところで生物多様性に配慮した緑化が行われています。
- ・公園、ビオトープ、せせらぎ、街路樹などが水と緑のネットワークを形成し、多くの生きものが集まり、子どもたちや市民の憩いの場となっています。



図 六甲道北公園

(4) 神戸市地域防災計画（平成 29 年 8 月改定）

阪神・淡路大震災以降の本市における防災計画の経緯を整理し、東日本大震災や近年激化する自然災害など新たな課題と教訓を踏まえ、本市が目指すべき神戸らしい防災・減災対策を推進するための基本理念を定めています。

この中で、公園については、陸の防災拠点の整備、緊急避難場所としての指定（地震・大火・津波）、耐震性貯水槽の設置、広域緊急輸送拠点として活用することなどが示されています。

(5) 神戸市強靱化計画・安全都市づくり推進計画（平成 28 年 9 月策定）

本計画は、「安全都市づくり推進計画」の第 4 次計画（平成 28～32 年度）策定にあたり、国土強靱化の観点を踏まえた検討を行い、「国土強靱化地域計画」及び「安全都市づくり推進計画」、「防災事業計画」の内容を併せ持つ計画として位置付けています。

この中で公園については、緊急避難場所に指定、耐震性防火水槽の整備など緊急時の対策、災害に強いまちづくりのための緑地の保全、河川における環境形成帯の創出（都賀川）、地域の防災拠点となる公園の整備、公園の防災拠点活用のための環境づくり、陸の防災拠点としての公園の活用、公園のバリアフリー化などを進めることとしています。

(6) 神戸市都市計画マスタープラン（平成 23 年 3 月策定）

神戸市都市計画マスタープランは、神戸市基本計画と連携相互補完し、都市空間づくりにかかわる部門別計画として定めるものであり、都市計画決定や地域のまちづくりなどの指針としての役割を担っています。

その中で、市街地における公園については、河川及び河川沿いの公園・緑地・道路の一体的な整備等により「風の道」の機能をもつ環境形成帯の創出や市民の憩いの場となる公園を適正に配置するなど、グリーンコウベ 21 プラン（神戸市緑の基本計画）と連携した内容となっています。

